

令和 6年 8月 1日

まんのう町長
栗田 隆義 殿

まんのう町監査委員 新名 均

まんのう町監査委員 白川 皆男

令和5年度 まんのう町健全化判断比率及び
資金不足比率審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果を次のとおり提出する。

記

1. 審査の期日 令和6年8月1日
2. 審査の場所 まんのう町役場「第2委員会室」

3 審査の対象

令和5年度 まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率

(単位: %)

区 分	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	実質赤字額はない	14.03	20.00
連結実質赤字比率	連結実質赤字額はない	19.03	30.00
実質公債費比率	8.4	25.0	35.0
将来負担比率	将来負担額はない	350.0	—

資金不足比率

(単位: %)

公営企業会計の名称	令和5年度	経営健全化基準
下水道特別会計	資金不足額はない	20.0
農業集落排水特別会計	資金不足額はない	20.0
浄化槽整備推進事業特別会計	資金不足額はない	20.0

4 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、また経営健全化審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の全てにおいて早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

資金不足比率については、一般会計及び特別会計の全てにおいて資金不足額はなく、経営健全化基準を下回っている。

6 審査意見

本町の健全化判断比率は法令の定める基準を下回っており良好な状態にあるといえるが、今後も財政規律を維持し健全な財政運営と財政基盤の強化に努められたい。

また、各事業会計においても前年度と同様に資金不足が生じた会計はなく、今後も効率的な運営、健全な経営に努められたい。

令和5年度 まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか、また経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の全てにおいて早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

資金不足比率については、一般会計及び特別会計の全てにおいて資金不足額はなく、経営健全化基準を下回っている。

3 審査意見

本町の健全化判断比率は法令の定める基準を下回っており良好な状態にあるといえる。今後も財政規律を維持し健全な財政運営と財政基盤の強化に努められたい。

また、各事業会計においても前年度と同様に資金不足が生じた会計はなく、今後も効率的な運営、健全な経営に努められたい。

令和6年 8月 1日

まんのう町監査委員

新名 均



まんのう町監査委員

白川 皆男

